

令和4年度 第2回久留米市有線放送運営委員会

日時：令和5年3月28日（火）

15時30分～

場所：田主丸保健センター

多目的室1

次 第

1 開 会

2 報告事項

（1）自治会放送の継続意向調査の最終結果について

（2）有線放送終了の周知について

（3）スマホ活用講座の開催実績について

（4）事業終了後の放送設備の撤去等について

3 その他

4 閉 会

久留米市有線放送運営委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所属団体名	役職名等
委員長	大 熊 博 文	久留米市議会	議 員
副委員長	小 林 整 子	田主丸町商工会	女性部長
	古 賀 としかず	久留米市議会	議 員
	行 徳 安 年	にじ農業協同組合	総務企画部部長
	吉 岡 秀 蔵	田主丸地域の 地域コミュニティ組織	竹野校区 まちづくり振興会会長
	中 野 君 子		水縄校区 まちづくり振興会副会長
	石 井 美 保		田主丸校区 まちづくり振興会役員
	横 溝 公 子	田主丸町地域婦人会 連絡協議会	会 員
	竹 上 愛 子		会 員
	小 西 裕 也	久留米市消防団 田主丸支団	班 長
	安 元 正 勝	浮羽消防署	署 長

※任期2年間(令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)

2 報告事項

(1) 自治会放送の継続意向調査の最終結果について

前回の本委員会では、高木自治会（水分校区）と平木自治会（柴刈校区）の2自治会が自治会単独での放送継続の意向を示していると報告していましたが、その後、2自治会から『継続しない』との届出があり、最終的に田主丸地域の7校区全114自治会が『継続しない』こととなりました。

なお、スケジュールの関係上、今後『継続する』への変更は認めないこととします。

(2) 有線放送終了の周知について

① 放送依頼者（別紙①参照）

令和3年度及び令和4年度（10月末現在）に放送依頼があった団体に対し、総合支所放送（広告放送及び委託放送）の終了に関する通知を送付いたしました。

また、令和4年11月以降、新規に放送依頼があった団体には、随時、放送の終了を周知しています。

② 自治会・地域住民（別紙②参照）

有線放送の終了について、令和5年1月25日付で田主丸地域の各自治会長へ文書で通知し、各自治会で回覧していただくための文書の配付も行いました。通知文書と回覧文書には、市の広報媒体や自治会内での情報伝達方法の一覧表を添付し、周知を図りました。

放送終了後の情報収集や情報伝達的手段につきましては、引き続き丁寧な案内に努めます。

③ 市議会（別紙③参照）

令和5年1月24日開催の市議会総務常任委員会において、有線放送の終了について報告しました。

(3) スマホ活用講座の開催実績について

有線放送終了後の行政情報の取得及び自治会内での情報伝達手段として活用していただくため、LINE（ライン）の操作方法を中心としたスマホ活用講座を下記のとおり実施しました。この講座は令和5年度も開催する予定です。

○令和4年度 実績

対象	田主丸地域住民で、LINE（ライン）を活用しての情報取得や情報共有等を学びたい方		
会場及び回数	各校区コミュニティセンター	16 回	(全 20 回)
	老人福祉センター	4 回	
参加者数	延べ 144 名		
【参 考】 令和 3 年度実績	対象：田主丸地域の校区コミュニティ組織や自治会の役員等 会場及び回数：各校区コミュニティセンター、全 10 回 参加者数：延べ 73 名		

○令和４年度 参加者アンケート結果 （回答：144 名）

年 齢	50 歳代（3 名）、60 歳代（26 名）、70 歳代以上（115 名）
普段利用している 機 能	電話（80%）、メール（30%）、LINE（45%）、 インターネット検索（25%）
参加者の声	・市公式 LINE（ライン）の登録ができてよかった。 ・市ホームページや広報誌が閲覧できるようになった。 ・ステップを踏んで徐々に覚えたい。 ・LINE（ライン）について大変参考になった。 ・友だち追加やグループ作成など少し理解できた。 ・スマホを正しく使用し、共有や連絡に役立てたい。 ・スマホを使用する機会を増やして、自身で多く経験しなければと強く感じた。 ・スマホ全般の講座を開催してほしい。 ・一度では覚えきれないので定期的開催してほしい。

（４）事業終了後の放送設備の撤去等について

①防犯灯が設置されている有線柱について

現在、防犯灯専用柱として自治会が残置を希望している有線柱の現地確認等を実施しており、終了後、自治会へ最終的な残置本数等の確認を行う予定です（現時点の残置希望本数：7 校区合計約 2 2 0 本）。

また、現時点では防犯灯が設置されていない有線柱で、将来的に防犯灯を設置する予定があるものについては、「確約書」の提出をもって、残置する有線柱に追加することとします。

なお、自治会が残置を希望する有線柱は、地域の安心安全な環境の確保に資するものとして、市議会による地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の「適正な対価のない譲渡」の議決をもって、自治会へ無償で譲渡する方向で協議・調整を行っていきます。

②放送設備の撤去について

令和 5 年度末の全放送終了後、令和 6 年度から複数年かけて有線放送設備の撤去を進める予定です。

なお、現時点における撤去スケジュールは下記のとおりですが、撤去費用が多額と見込まれるため、各年度の予算編成の状況等により変更となる場合があります。

○撤去スケジュール（予定）

年度	内 容
令和 6 年度	・地域幹線ケーブルの撤去 ・田主丸総合支所や J A にじに設置された放送設備の撤去 ・田主丸校区の校区放送設備撤去
令和 7 年度	・柴刈、川会、水分校区の校区放送設備撤去
令和 8 年度	・船越、竹野、水縄校区の校区放送設備撤去

(公 印 省 略)

4 田地第 6 5 2 号
令和 4 年 1 1 月 1 7 日

放送依頼団体代表者 各位

久留米市長 原 口 新 五
(田主丸総合支所地域振興課)

総合支所放送(広告及び委託放送等)の終了について(通知)

皆様におかれましては、日頃から、有線放送事業はもとより、市政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、有線放送は、昭和 4 0 年に旧田主丸町が開始した事業ですが、半世紀以上が経過する中で設備の老朽化が進み、維持管理費の増大が課題となりますとともに、インターネットの急速な普及など、他の情報伝達手段も著しく発達しておりますことから、令和 5 年度末をもって終了する運びとなりました。

放送の終了は段階的に進めることとしており、皆様に御利用いただきました総合支所放送は令和 4 年度末で終了し、令和 5 年 4 月 1 日からは放送できなくなりますので、お知らせいたします。

なお、農協放送と自治会放送は令和 5 年度も継続し、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって終了予定であることを申し添えます。

皆様には、多大な御迷惑をお掛けしますが、御理解と御協力のほどよろしく
お願い申し上げますとともに、総合支所放送終了後の情報伝達方法について御
検討いただきますよう重ねてお願いいたします。

※ 本文書は、令和 3 年度及び令和 4 年度に放送の依頼をいただいた団体の代表の方へ送付しております。

〔 お 問 合 せ 〕

久留米市田主丸町田主丸 4 5 9 番地 1 1
田主丸総合支所 地域振興課
担当：木村、簗田
TEL：(0 9 4 3) 7 2 - 2 1 1 1

自治会長 各位

久留米市長 原 口 新 五
(田主丸総合支所地域振興課)

有線放送の終了について（御案内）

皆様におかれましては、日頃から、有線放送事業はもとより、市政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、有線放送は、昭和 4 0 年に旧田主丸町が開始した事業ですが、半世紀以上が経過する中で設備の老朽化が進み、維持管理費の増大が課題となりますとともに、インターネットの急速な普及など、他の情報伝達手段も著しく発達しておりますことから、令和 5 年度末をもって終了する運びとなりました。

放送の終了は段階的に進めることとしており、総合支所からの放送は令和 4 年度末で終了し、令和 5 年度は農協放送、自治会放送のみとなります。その後、令和 5 年度末（令和 6 年 3 月 3 1 日）をもって全ての放送を終了いたします。

市では、広報久留米や市公式ホームページ、コミュニティ FM 放送などの様々な手段で市民の皆様には行政情報を提供しておりますので、放送終了後は、これらの手段の御活用をお願いいたします。

また、災害時などの緊急情報の取得につきましては、市公式ホームページや K B C テレビの d ボタン広報誌、緊急速報メールなどのほか、電話や F A X で避難情報などをお知らせする「避難情報配信サービス」を御利用願います。

なお、市の情報発信手段につきましては、裏面一覧を御参照ください。

一方、各自治会内での情報共有につきましては、グループ L I N E の活用や一斉メールの送信、回覧板、行事予定表の配付、電話又は訪問など、各自治会の実情に応じた様々な方法で行っていただきますようお願いいたします。

放送の終了を見据え、田主丸地域では、令和 3 年度から各校区コミュニティセンターや老人福祉センターなどで「スマホ活用講座」を開催しており、来年度も継続を予定しているところです。

自治会長各位におかれましては、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

〔お問 合 せ〕

久留米市田主丸町田主丸 4 5 9 番地 1 1

久留米市田主丸総合支所 地域振興課

担当：橋本・久良木・木村

電話：(0 9 4 3) 7 2 - 2 1 1 1

○久留米市からの情報発信

媒体	種類	内容	備考
紙	広報久留米	市政情報全般	月1回発行
インターネット	ホームページ	市政情報全般、災害情報	随時更新
	LINE（ライン）		限定配信の閲覧が可能
	フェイスブック	イベント情報等	
	ユーチューブ	主催事業のPR等	
	くるっぱツイッター	久留米の魅力をPR	市公式キャラクター「くるっぱ」による発信
	くるっぱぐらむ		
電子メール	防災メール まもるくん	災害発生時の避難情報	福岡県が運営 事前登録が必要
テレビ	KBC テレビ 「d」ボタン	災害情報、イベント情報等	
ラジオ	ドリームスFM	災害情報、生活情報等	
電話 FAX	避難情報配信 サービス	災害発生時の避難情報	事前登録が必要

※市の広報活動に関する「出前講座」も御利用いただけます。

○自治会の情報伝達方法（例）

種類	実施方法	備考
回覧板	班、組ごとにチラシなどを回覧	
チラシ等配布	各世帯に年間行事予定表や各種当番表等を配付	
電話連絡	お悔やみや緊急時などの電話連絡	事前に電話連絡網を作成、各戸に配布しておく。
電子メール	電子メールを活用した情報の一斉送信等	事前に各戸のメールアドレスを収集しておく。
LINE（ライン）の活用	LINE（ライン）のグループ機能を活用した情報発信、情報共有	自治会全体や役員、または組・班ごとにグループを作成する。

※この他、必要に応じて個別訪問など。

回 覧								別紙②-2	

(公印省略)

4 田 地 第 9 0 4 号
令和 5 年 1 月 2 5 日

田主丸地域住民の皆様へ

久留米市長 原 口 新 五
(田主丸総合支所地域振興課)

有線放送の終了について（御案内）

日頃から、有線放送事業はもとより、市政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、有線放送は、昭和 4 0 年に旧田主丸町が開始した事業ですが、半世紀以上が経過する中で設備の老朽化が進み、維持管理費の増大が課題となりますとともに、インターネットの急速な普及など、他の情報伝達手段も著しく発達しておりますことから、令和 5 年度末をもって終了する運びとなりました。

放送の終了は段階的に進めることとしており、総合支所からの放送は令和 4 年度末で終了し、令和 5 年度は農協放送、自治会放送のみとなります。その後、令和 5 年度末（令和 6 年 3 月 3 1 日）をもって全ての放送を終了いたします。

市では、広報久留米や市公式ホームページ、コミュニティ FM 放送などの様々な手段で市民の皆様に行行政情報を提供しておりますので、放送終了後は、これらの手段の御活用をお願いいたします。

また、災害時などの緊急情報につきましては、市公式ホームページや K B C テレビの d ボタン広報誌、緊急速報メールなどのほか、電話や F A X で避難情報などをお知らせする「避難情報配信サービス」を御利用願います。

なお、市の情報発信手段につきましては、裏面一覧を御参照ください。

一方、各自治会内での情報共有につきましては、グループ L I N E の活用や一斉メールの送信、回覧板、行事予定表の配付、電話又は訪問など、各自治会の実情に応じた様々な方法で行っていただきますようお願いいたします。

放送の終了を見据え、田主丸地域では、令和 3 年度から各校区コミュニティセンターや老人福祉センターなどで「スマホ活用講座」を開催し、来年度も継続を予定しておりますので、関心のある方はぜひ御参加ください。

地域住民の皆様におかれましては、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

〔お 問 合 せ〕

久留米市田主丸町田主丸 4 5 9 番地 1 1

久留米市田主丸総合支所 地域振興課

担当：橋本・久良木・木村

電話：(0943) 72-2111

○久留米市からの情報発信

媒体	種類	内容	備考
紙	広報久留米	市政情報全般	月1回発行
インターネット	ホームページ	市政情報全般、災害情報	随時更新
	LINE（ライン）		限定配信の閲覧が可能
	フェイスブック	イベント情報等	
	ユーチューブ	主催事業のPR等	
	くるっぱツイッター	久留米の魅力をPR	市公式キャラクター「くるっぱ」による発信
	くるっぱぐらむ		
電子メール	防災メール まもるくん	災害発生時の避難情報	福岡県が運営 事前登録が必要
テレビ	KBC テレビ 「d」ボタン	災害情報、イベント情報等	
ラジオ	ドリームスFM	災害情報、生活情報等	
電話 FAX	避難情報配信 サービス	災害発生時の避難情報	事前登録が必要

※市の広報活動に関する「出前講座」も御利用いただけます。

○自治会の情報伝達方法（例）

種類	実施方法	備考
回覧板	班、組ごとにチラシなどを回覧	
チラシ等配布	各世帯に年間行事予定表や各種当番表等を配付	
電話連絡	お悔やみや緊急時などの電話連絡	事前に電話連絡網を作成、各戸に配布しておく。
電子メール	電子メールを活用した情報の一斉送信等	事前に各戸のメールアドレスを収集しておく。
LINE（ライン）の活用	LINE（ライン）のグループ機能を活用した情報発信、情報共有	自治会全体や役員、または組・班ごとにグループを作成する。

※この他、必要に応じて個別訪問など。

田主丸地域における有線放送事業の終了について

1 これまでの経緯

有線放送事業は昭和40年に旧田主丸町で開始され、平成17年の1市4町合併時に久留米市が引き継ぎ、これまで事業を継続してきました。

しかしながら、開始から半世紀以上が経過する中、老朽化した放送設備の維持管理が課題になるとともに、情報通信技術が目覚ましく発達するなど、有線放送を取り巻く環境が大きく変化していることから、市は令和元年度から事業廃止の検討を開始しました。

その後、2年以上にわたる検討を経て、令和4年2月の有線放送運営委員会で、令和5年度末をもって事業を終了する方針と各放送の終期が承認されました。

2 各放送の終期

有線放送は、総合支所のほか、農協や自治会も利用しており、終了までに一定の準備期間を設ける必要があるため、各放送の終期は以下のとおりとしました。

▽令和4年度末 総合支所放送を終了（一部放送終了）

▽令和5年度末 農協放送、自治会放送を終了（全放送終了）

3 地域住民への周知

事業の終了については、田主丸地域校区まちづくり振興会連絡会議及び各校区の自治会長連絡会議で説明を行い、地域住民への周知を図りました。併せて、事業終了後の自治会単独での放送継続に関する意向調査を全114自治会に実施し、その結果、全自治会が継続しないとの意向を示しています。

また、放送依頼実績のある団体へは、既に文書で事業の終了を通知しており、全自治会にも、事業の終期や事業終了後の行政情報の取得方法、自治会内での情報伝達手段の確保等に関して、1月中に再度文書にて案内する予定です。

4 放送設備の処分

令和5年度末の事業終了後、令和6年度から複数年かけて放送設備の撤去を予定していますが、地域の多くの自治会から自治会管理の防犯灯が設置されている有線放送専用電柱は、撤去せずに残置してほしいとの要望が寄せられています。

地域の安全安心な環境の確保に資するものであるため、それらの電柱については、市議会による地方自治法第96条第1項第6号の「適正な対価のない譲渡」の議決をもって、要望先の自治会に無償で譲渡する方向で協議・調整を行います。

○有線放送専用電柱の残置要望本数（校区别）

校区分	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水縄	田主丸	合計
要望本数	27	7	52	27	71	48	27	259

※設置総数：約2,400本

5 事業終了後の情報伝達

市は、広報久留米やチラシなどの紙媒体、市公式ホームページや市公式LINEなどのデジタル媒体のほか、KBCテレビのdボタン広報誌や事前登録者へ災害時の避難情報を配信する避難情報配信サービスなど、様々な手段で市民に情報を伝達しており、事業終了後は他地域と同様に、これらを活用して行政情報を取得していただくよう、地域住民の方々に案内していきます。

一方、自治会内の情報伝達手段の確保に関しては、各自治会からの相談などの際に他地域の先進事例を紹介するなど、丁寧な対応に努めていきます。

なお、令和3年度からは、地域住民の方々にスマートフォンを活用して情報の取得や伝達を行っていただけるよう、LINEアプリの操作や活用方法などを学ぶことができるスマートフォン講座も開催しています。

6 関連法規の廃止

令和5年度末の有線放送事業廃止に伴い、令和6年3月市議会に久留米市有線放送条例を廃止する議案の提出を予定しています。

また、協議が整えば、防犯灯設置電柱の自治会への無償譲渡に関する議案も併せて提出する予定です。

資 料

資料 1	久留米市有線放送条例	(P 1 ～P 4)
資料 2	久留米市有線放送条例施行規則	(P 5 ～P 8)
資料 3	久留米市有線放送条例施行規程	(P 9)
資料 4	久留米市有線放送運営委員会の傍聴要領について	(P 1 0)

○久留米市有線放送条例

平成16年12月28日

久留米市条例第47号

改正 平成26年3月27日条例第19号

令和元年9月25日条例第5号

(趣旨)

第1条 市が行う有線放送のための施設（以下「放送施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(放送施設の設置)

第2条 市の広報活動に寄与し、住民の福祉及び文化経済の向上を図り、もって市の発展を促進することを目的として本市に放送施設を設置する。

(放送施設の構成)

第3条 放送施設は、久留米市田主丸総合支所内及びにじ農業協同組合水分支所内の放送施設、屋外放送装置、接続機、増幅器、電柱、電線及び宅内スピーカーその他これらに附属する一切の設備をもって構成する。

(放送施設を設置する区域)

第4条 放送施設は、別表第1に定める区域に設置する。

(事業)

第5条 放送施設を用いて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 市の公示、広報事項の伝達に関すること。
- (2) 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡に関すること。
- (3) 官公署、公共団体等からの広報事項の伝達に関すること。
- (4) 自主編成番組の放送に関すること。
- (5) 委託放送に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(利用の制限)

第6条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、放送施設を利用させてはならない。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって利用するとき。

(2) 特定の思想、宗教を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは特定の宗派その他の思想団体を支持し、又はこれに反対する目的をもって利用するとき。

(3) 公共の福祉に反するとき。

(4) その他市長において不相当と認めるとき。

(宅内スピーカーの設置)

第7条 宅内スピーカー（有線放送を聴取するために住民が所有し、又は占有する建物内に設置されたスピーカーをいう。以下同じ。）の設置を希望する者は、市長に申し出て許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、遅滞なく宅内スピーカーを設置するものとする。

3 第1項の許可を受けた者は、設置された宅内スピーカーを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(宅内スピーカーの移設)

第8条 前条の規定により設置された宅内スピーカーの移設を希望する者は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、遅滞なく宅内スピーカーを移設するものとする。

(宅内スピーカーの取替え)

第9条 第7条第2項の規定により設置された宅内スピーカー(第8条第2項の規定により移設したものを含む。)の取替えを希望する者は、市長にその旨を届け出なければならない。

(手数料)

第10条 第7条の許可を受けた者又は第8条第1項の規定により届出をした者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

2 第9条の規定により宅内スピーカーの取替えを希望する者は、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(電柱の使用)

第11条 電柱を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(放送施設の維持及び補修)

第12条 放送施設の設置、維持及び補修は、市長の指定する者が行う。

2 市長は、放送施設に障害を生じたときは、速やかにこれを修復しなければならない。

3 前項に規定する場合において、その障害の原因が利用者の責めに帰すべきものであるときは、市長は修復に要した経費をその者に負担させることができる。

(広告放送料金)

第13条 放送施設を用いて広告を放送しようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

1回の放送につき1分30秒までごとに1,040円(消費税等額を含む。本市以外の者が利用する場合の料金はその2倍の額)

(平26条例19・令元条例5・一部改正)

(運営委員会)

第14条 放送施設を用いて行う事業の公正かつ円滑な運営に関し、調査審議するため、市長の附属機関として久留米市有線放送運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、必要に応じ市長がこれを招集する。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、田主丸放送条例(昭和40年田主丸町条例第231号。以下「旧田主丸町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日前に、旧田主丸町条例第7条第1項に基づき置かれた田主丸町放送運営委員会(以下「旧委員会」という。)は、第14条第1項により置かれた久留米市有線放送運営委員会(以下「新委員会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成26年3月27日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

田主丸町長栖	田主丸町鷹取	田主丸町船越	田主丸町秋成	田主丸町殖木	田主丸町常
--------	--------	--------	--------	--------	-------

盤 田主丸町野田 田主丸町豊城 田主丸町恵利 田主丸町朝森 田主丸町八幡 田主丸町菅原 田主丸町上原 田主丸町志塚島 田主丸町以真恵 田主丸町牧 田主丸町地徳 田主丸町竹野 田主丸町中尾 田主丸町森部 田主丸町石垣 田主丸町益生田 田主丸町田主丸

別表第2（第10条関係）

（平26条例19・全改、令元条例5・一部改正）

種別		手数料の額
新設工事	宅内スピーカーの新設工事（引込用電柱架設を要する場合を含む。）	無料
移設工事	家屋の建替え、移築に伴うもの（引込用電柱架設を要する場合を含む。）	無料
	家屋内で宅内スピーカーを移設するもの	2,090円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第3（第10条関係）

（平26条例19・全改、令元条例5・一部改正）

種別		手数料の額
宅内スピーカーの取替え	使用不能による取替え	無料
	その他の理由による取替え	5,230円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

○久留米市有線放送条例施行規則

平成17年2月4日

久留米市規則第36号

改正 平成17年6月20日規則第157号

平成17年12月12日規則第181号

平成21年3月9日規則第15号

平成24年3月30日規則第25号

平成26年3月31日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市有線放送条例（平成16年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 施設の使用時間は、次に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 4月1日から9月30日まで 午前6時から午後10時まで

(2) 10月1日から3月31日まで 午前6時から午後9時まで

(非常災害その他緊急事項の通報及び連絡の際の放送の中断等)

第3条 市長は、条例第5条第2号に規定する非常災害その他緊急事項の通報及び連絡をする必要があると認めるときは、それ以外の放送を中断し、又は放送施設の利用を制限することができる。

(官公署、公共団体等からの広報事項の伝達及び委託放送)

第4条 条例第5条第3号又は第5号に規定する事業は、それらの放送を求める者からの申出に基づき行うものとする。ただし、同条第3号に規定する事業について市長が施設の設置の目的を達成するため必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、放送を求める者の名称又は氏名並びに放送の内容及び日時を記載した書面を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、施設の設置目的に照らして適当でないと認めるとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、第1項の申出に係る放送を行わないものとする。

(申出等の様式)

第5条 条例第7条の規定による宅内スピーカーの設置の許可に係る申出、条例第8条の規定による宅内スピーカーの移設に係る届出及び条例第9条の規定による宅内スピーカーの取替えに係る届出は、宅内スピーカー設置・変更申請書（別記様式）により行わなければ

ばならない。

(有線放送運営委員会)

第6条 久留米市有線放送運営委員会（以下「委員会」という。）は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 久留米市議会議員
- (2) にじ農業協同組合が推薦する者
- (3) 田主丸町商工会が推薦する者
- (4) 田主丸地域の地域コミュニティ組織（久留米市市民活動を進める条例（平成23年久留米市条例第23号）第2条第3号の地域コミュニティ組織をいう。）が推薦する者
- (5) 田主丸町地域婦人会が推薦する者
- (6) 久留米市消防団員であって田主丸支団に配置されている者
- (7) 久留米広域消防本部浮羽消防署長が推薦する者
- (8) 学識経験者
- (9) 市職員

（平17規則181・平21規則15・平24規則25・一部改正）

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 放送の番組に関する事項
- (2) 設備及び業務の改善に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める事項

(委員の任期)

第8条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長等)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平17規則181・一部改正）

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、田主丸総合支所において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日に田主丸町放送条例施行規則(昭和40年田主丸町規則第59号。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日の前日に田主丸町放送運営委員会規則(昭和40年田主丸町規則第60号。)の規定により田主丸町放送運営委員会の委員に任命されている者は、この規則の施行の日に、第6条の規定により委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、第8条の規定にかかわらず、この規則の施行の日における田主丸町放送運営委員会規則第2条の規定により任命された田主丸町放送運営委員会の委員としての任期の在任期間と同一の期間とする。

(平17規則157・一部改正)

附 則 (平成17年6月20日規則第157号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月12日規則第181号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月9日規則第15号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に久留米市有線放送運営委員会の委員であって、改正前の第6条

第2項第4号又は第6号に規定するもののうちから任命又は委嘱されたものは、この規則の施行の日に改正後の久留米市有線放送条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条第2項の規定により委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第8条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の久留米市有線放送運営委員会の委員としての任期の残存期間と同一の期間とする。

附 則（平成26年3月31日規則第45号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

○久留米市有線放送条例施行規程

平成17年2月4日

久留米市規程第19号

改正 平成19年2月27日規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米市有線放送条例（平成16年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）に定める放送施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理台帳)

第2条 有線放送施設に係る事務を所掌する課の長（以下「課長」という。）は、有線放送施設原簿（第1号様式）を作成し施設の管理状況を明らかにしなければならない。

(運用状況の記録)

第3条 課長は、有線放送業務日誌（第2号様式）により施設の運用状況を記録しなければならない。

(電柱敷地料)

第4条 有線電柱、支線柱及び支線の敷地料は、無料とする。

(平19規程4・全改)

附 則

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（平成19年2月27日規程第4号）

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係） 略

第2号様式（第3条関係） 略

久留米市有線放送運営委員会の傍聴要領について

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員を超える場合は、抽選等により傍聴者の決定を行う場合があります。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話、ポケットベルを使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場してください。